

刊行物作成の手引き 男女平等に関する表現指針



姫路市

もくじ

■はじめに	2
■こんな表現をしていませんか	
1. <u>女性と男性を固定観念に基づいて表現していませんか</u>	3
・ <u>家庭</u>	4
・ <u>地域</u>	6
・ <u>職場（就業）</u>	8
・ <u>学校（子どもたちの周辺）</u>	10
2. 女性と男性を「対等」でない表現で表していませんか	
・ <u>男性中心型社会を反映する表現</u>	12
・ <u>両性にとって「対語」のない言葉</u>	12
・ <u>ことさらに「性別・性役割を強調」する表現</u>	13
3. <u>女性を「人の目を引く道具」にいませんか</u>	
・ <u>ポスター・ちらし</u>	14
・ <u>式典・イベント</u>	14
■指針の基本的な考え方	
・ <u>ジェンダー意識の変革が人権擁護につながる</u>	15
・ <u>固定観念の植え付け</u>	15
・ <u>子どもへの影響</u>	16
・ <u>鋭い人権感覚で、総合的判断を</u>	16
【番外編】 <u>皆さんの職場にこんな光景はありませんか</u>	17
【資料編】	
・ <u>第4回世界女性会議行動綱領（抜粋）</u>	19
・ <u>男女共同参画基本計画（第2次）（抜粋）</u>	19
・ <u>兵庫県男女共同参画社会づくり条例（抜粋）</u>	20
・ <u>姫路市男女共同参画プラン（抜粋）</u>	20
・ <u>女性に関する人権上の問題点（人権擁護に関する世論調査）</u>	20

はじめに

—各種刊行物を作成されるみなさんへ—

みなさんは、テレビで次のような光景を見た時、どんなふうに感じますか？
『お母さんは夕食の用意、こたつに入って新聞を読んでいるお父さん、テレビゲームに夢中の子どもたち・・・』

「ウン？なんだかおかしい」と感じる人、何にも思わない人、「わが家と同じだね」と納得している人、さまざまでしょうが、あなたはどうですか？

「ワタシつくる人、ボク食べる人」のラーメンのCMに、故市川房枝さんたちが『性差別的表現だ』と声を上げ、メディアを通じて流される「性別役割分担」が問い直され、そのCMが放送中止になったのは1975年（昭和50年）「国際女性（婦人）年」の年でした。以来、年月を経てもなお「ワタシつくる人、ボク食べる人」的な意識が、大半の人々の考え方の底に居座っています。

この30余年、地球レベルから国、県、市町に至るまで女性の人権尊重のための取り組みが進み、施策も展開されてきました。この間に、建前的には『男女平等に近づいた社会』を反映して、新聞、雑誌、テレビ等での女性の描き方、中でもCMや広告などでの女性の表現や、暮らし・仕事等にかかわる男女の姿の表現方法が変わってきています。

では、なぜ「台所仕事に忙しいお母さん、くつろぐお父さん、遊ぶ子ども」の光景が見過ごされるのでしょうか？長い歳月をかけて人々の意識の中に入り込み根づいた思い込みや誤解、誤った情報が、しっかりと見直されてきていないだけでなく、逆に再生産されているからです。

『意識形成』に関して『表現』が果たす役割は大きく「第4回世界女性会議」〔1995年（平成7年）〕の「行動綱領」や、国の「第2次男女共同参画基本計画」〔2005年（平成17年）閣議決定〕でも重要な課題となっています。

マスメディアだけでなく、私たちが日常的に接するパンフレット、回覧文書、冊子、ポスター、ビデオ等の影響は大きいものがあります。これら刊行物等を作成する側は、ジェンダー（※1）に敏感な視点から注意を払わなければなりません。

この指針は、『男女平等・女性の人権尊重』の視点から、女性施策推進連絡会議が1998年（平成10年）10月に姫路市職員用として発行し、「男女共同参画プラン推進懇話会」の検討を経て2002年（平成14年）に改訂したものを、一般用として再編集したものです。

表現やさまざまな情報にかかわる中で、今まで何気なく見過ごしていたことに改めて目を向け、刊行物の作成にあたっては、より適切な表現となるよう、この指針をご活用ください。

（※1）ジェンダー（gender）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではないが、長い歴史の中で形成され、日常生活の中に深く浸透しており、これが性別役割分担の基となっていることが多い。

こんな表現をしていませんか

刊行物等の文章やイラスト、映像などを考える場合、次の1～3を参考にしてください。ただし、それぞれの項目で取り上げているイラストや言葉等は、あくまでも例示に過ぎません。より適切な表現が生まれることを期待しています。

1. 女性と男性を固定観念に基づいて表現していませんか

一人ひとりの個性や能力は異なっていますが、『女の個性』とか『男の個性』といった、性別で一括できる個性はありません。確かに身体的機能としては、男女の違いがありますが、それはジェンダー（前頁用語解説参照）と結びつくものではありません。「身体的な性の違い（セックス）をジェンダーと混同させる」ところに問題が生じます。「男は仕事、女は家庭」というように、性によって役割を決めつけたり「女らしさ、男らしさ」といった基準で評価するところに『性差別』が生じます。しかし、このような固定観念は、日常の中に根強く残っており、無意識のうちに、性差別的な表現をしがちです。その表現の「どこが差別的なのか」気づきにくいところが、性差別の解消を困難にしている大きな要因です。

【例えば】

- ・「家事・育児・介護は女性の役割」という考え方が、女性の多様な生き方を制約し、社会参加・参画を妨げるだけでなく、男性を家事・育児・介護など家庭生活上の責任から遠ざける。
- ・「子どもの健康やしつけは、主に母親の責任だ（母性神話）」と思うことが、性別役割分担の固定化につながる。
- ・職場で『女性向き・男性向きの仕事』と区別することによって、女性の個人としての能力やキャリアが発揮できず、ひいては、「働く権利」が制約される。

社会の流れは、男女平等の方向に向かって進んでいます。あらゆる場で、男女の多様な姿を描くことが大切です。

ここでは、性別役割分担（※2）とジェンダーにとらわれない表現を家庭、地域、職場、学校それぞれの場面で見てください。

（※2）性別役割分担

「男は仕事、女は家庭（家事・育児・介護）」というように、身体的な性に基づいて役割を固定化する考え方。この枠付けによって、男女それぞれの生き方が規定されてきた。特に女性にとっては、自立と社会参加・参画を阻む要因となってきた。近年、女性の社会参加への道が開かれると「男は仕事、女は家庭・地域・仕事」の『新性別役割分担』が浮上し、女性の負担が更に増大する傾向にある。

家庭

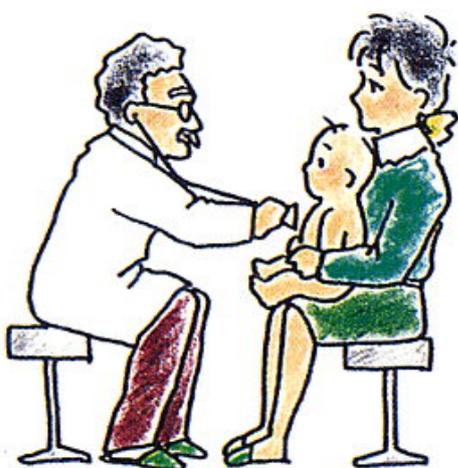
「男は仕事・女は家庭?」。姫路市の「男女共同参画に関する市民意識調査」〔2005年(平成17年)〕でも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」と回答した人が「反対」と回答した人より多くなっています。まだまだ性別役割分担意識が根強く残っている現実がうかがえます。実態を変えていくためには「家事・育児・介護をするのはお母さん(女性)」という固定的な性別役割分担を反映した表現は避け、男性や子どもも共に参加している姿を積極的に描きましょう。



家事は女性の役割



家事は女性だけでない姿を描く



子育ては母親



子育ては父親も



女性は機械に弱い、という固定観念



機械に強い女性もいる場面も描く



性別役割分担がくっきり、
服装の色にも注意



男女共に仕事も。
服装の色も性別にこだわらず、彩色

★ 家庭を描くときは、ひとり親、一人暮らし等さまざまな家庭の形があることを考慮しましょう。

★ 男の子はミニカーのように動くもの、女の子は人形のように静かなものを必ずしも好むわけではありません。男の子はこうだ、女の子はこうだと小さいときから決めつけるのはやめましょう。

★ 「嫁にやる」「入籍」（婚姻の意味で使用する場合）のような表現は、戦前の「家」制度の名残です。「結婚する」「婚姻届を出す」など適切な表現を使いましょう。

地域

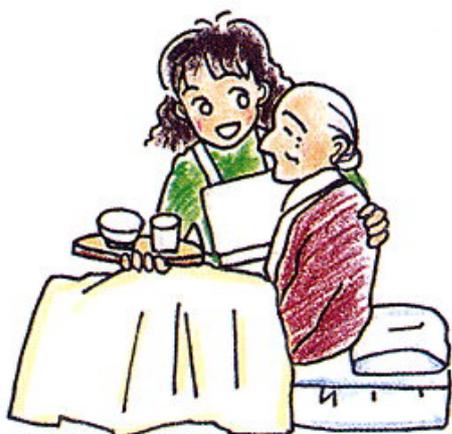
地域活動には、女性も男性も参加しています。むしろ数から言えば、女性の方が多くいます。にもかかわらず、リーダーシップをとるのは男性、実際の働き手は女性となりがちです。姫路市の「男女共同参画に関する市民意識調査」〔2005年（平成17年）〕では、地域の現状として「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」が44.5%となっています。また、兵庫県の「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査」〔2004年（平成16年）〕では、自治会、町内会などの地域活動において、企画づくりや方針決定に女性が進出する機会が「全く用意されていない」または「あまり用意されていない」と感じる女性が併せて68.5%ありました。まだまだ男性中心の組織運営が行われていることが分かります。こうした現状を変えていくことが重要です。また、イラスト等も、女性は補佐役として描かれていませんか。女性が企画や運営について発言（参画）することは、地域の一員として当然の姿であり、地域にとっても大切なことです。男女が対等にさまざまな活動をしている姿を表現しましょう。



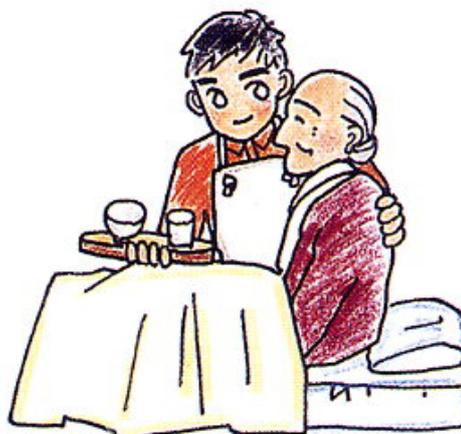
粗大ゴミの当番、ゴミ出しは女性



男女共に地域でも
責任を担っている姿を描く



ボランティアは女性と決めつける



男性の姿も描く



「家事は女性」という意識を
植え付ける



性別による固定化した
イメージを解消する工夫



子どもが遊んでいる場面では、
お母さんと子どもというワンパターン



子育ては母親だけの役割では
ないことを表現

地域活動や行事に性別役割分担やジェンダー意識が忍び込んでいないか、見直して
みる必要があります。

職場（就業）

仕事を「女性向き、男性向き」と決めるのではなく、一人ひとりに向いているかという（適性と個々の能力の違い）を重視することが大切です。1986年（昭和61年）に施行された「男女雇用機会均等法」は、1997年（平成9年）に改正され（全面施行1999年）就業上の男女差別禁止が強化されました。また、2006年（平成18年）の改正（2007年施行）では、男女の間接差別の禁止等が盛り込まれました。しかし、職場では、旧来の固定的な女性観・男性観がぬぐい切れずに残っています。男女が対等な勤労者として、いきいきと働いている姿や女性も責任のある立場で、仕事に参画している状況を表現しましょう。



重要なポストは男性、
補佐役は女性というイメージの固定化



男女対等な場面を描く



教えるのは男性、教えられるのは
女性と役割を固定化



立場は一定ではない描き方

男女をそれぞれ特定の職種に固定して描いていませんか。これまでは、『男性の仕事』と考えられていた職業に、多くの女性が進出しています。もちろん『女性の仕事』と思われていた職業に男性も就いています。実際には、まだ片方の性に偏っていることが多い職業でも、近い将来、均等になっていくでしょう。現状をそのまま表現するのではなく、職種における『性別の壁』を破ることが重要です。就業者を表現する時は、女性も男性も多様な職種を描き、イラストも男女をほぼ同数に登場させましょう。



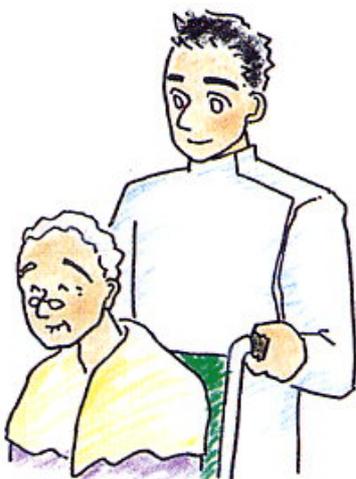
女性のバスの運転手



女性の裁判官



作業現場で働く女性



男性の介護福祉士



男性の保育士

学校（子どもたちの周辺）

教育現場においては男女平等の理念に基づいて行われており、姫路市の「男女共同参画に関する市民意識調査」でも59.9%が平等と考えています。しかし、実際には、子どもたちの多くは乳幼児期からの成長過程のなかで、周りの大人たちから、無意識のうちに『ジェンダーや性別役割』意識を植え付けられています。子どもたちの暮らしの周辺には、まだまだ『男の子はこういうもの、女の子はこういうもの』という固定観念が存在しています。子ども自身が性別にこだわって自らの可能性を縛ることのないよう、個性や能力を伸ばしていける表現をしましょう。



最近は少なくなったが、
まだ残っている性別役割分担



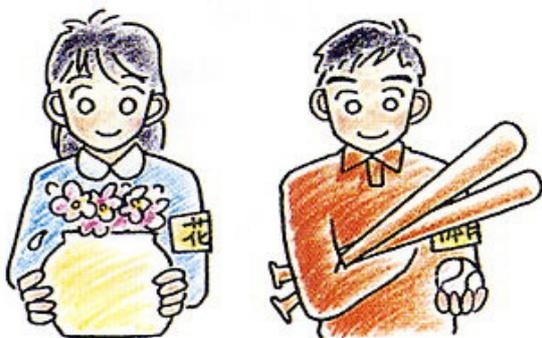
女の子も、男の子も
一緒にしている姿を描く



男女を分けている上、男の子が先、
女の子が後になっている



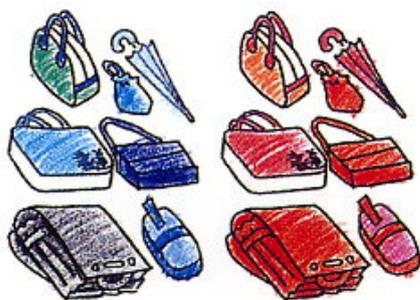
いろいろな並び方を描く



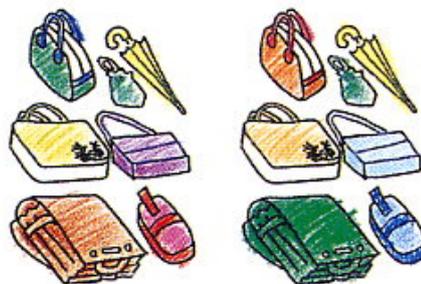
男の子、女の子の性別で
係を決める



やりたい係は
性別によらない



男子用は寒色系、女子用は暖色系



男女で色のイメージを固定化しない



子どものときから性別で与えるもの、
遊びを決めつける



男女で好みを決めつけない

出席簿を「男女混合名簿」にしている学校は全国的に増えつつあります。姫路市でも、2002年（平成14年）4月から、市立保育所・幼稚園に加え、市立小学校・中学校・特別支援学校で混合名簿が導入されました。混合にすることで、子どもたちは『男が先、女は後』という意識にとらわれなくなると考えられます。「男女別並び」以外にもいろいろな並び方があることを、さまざまな場で子どもたちに経験させることが大切です。

2. 女性と男性を「対等」でない表現で表していませんか

男性中心型社会を反映する表現

ふだん何気なく使っている表現の中に、男性中心型社会が反映されたものがあります。性差別は日常の生活に深く根ざしており、その差別性に敏感であることが大切です。例えば、夫婦の名前を書く時、いつでも「夫が先で妻が後」が当たり前になっています。直接的には差別とはいえなくても、『男が先で女が後』という意識に疑問を感じてもよいのではないのでしょうか。

- 「男顔負けの」「男まさり」「女だてらに（＝女のくせに）」
たとえそれがほめ言葉として使われていても、それは女性が男性より下であることを前提とした表現です。
- 「主人・奥様」「内助の功」「女房役」
妻は夫を陰で支え、夫が仕事に存分に打ち込めるように家を守るものとの考え方が表れており、暗黙のうちに性別役割分担と、夫婦（男女）の優劣・主従関係を決めてしまいます。

両性にとって「対語」のない言葉

「対語」の無い言葉には、両性に対する表現の不公平さが潜んでいますが、対語の無いだけではなく、性別役割分担に照らしてつくられた言葉のもつ特定の意味合いにも注意しないと、意図は無くてもそれを容認することになります。両性に公平な表現をすることが、性差別意識に気付くきっかけとなります。

- 「老女」「悪女」「才女」
言葉が意味する不快感と価値付けが男性と区別されています。
- 「婦人」「婦女」「〇〇夫人」「未亡人・後家」
女性を表す言葉に対し、男性を表す「対語」が無いのは、「人＝男性」という枠からはみ出た女性を表すための言葉ともとれます。
おんなこ
- 「妻子を養う」「女子ども」
女性や子どもを一人前に扱わず、男性よりも低く位置付けている表現です。
- 「良妻賢母」
女性を表す部分を男性に置き換えると、「良夫賢父」ですが、このような表現はありません。わざわざ言わなくても、男ならだれでも『立派な夫、賢い父』であることを前提としているのでしょうか。さらにこの言葉は、ジェンダー・性別役割・母性神話を強調しています。
- 「処女作」「ヴァージン・パルプ」
『処女』のみを価値の高いものとするのは、男性の思考であり、男性の目線での評価に過ぎません。
- 「オンブズマン」「チェアマン」「キーマン」
外国では、立場を表す言葉に男性名詞が入っているものが見直しが進んでいます。カタカナ語としての表記にも注意を払いましょう。
⇒ 「オンブスパーソン、オンブード」「チェアパーソン」「キーパーソン」

ことさらに「性別・性役割を強調」する表現

自分の意思で選択したのではなく、女に生まれた、男に生まれたというだけで、個人の個性や能力とは関係無く、「女として期待されること」「男として期待されること」があったり、その基準で評価されたりしがちです。そうしたことから差別も生じます。固定観念にとらわれて、ことさらに必要の無いところまで男女の『分け隔て』をしていませんか。

■ 男性を「〇〇氏」、女性を「〇〇さん」

⇒両方「〇〇氏」又は「〇〇さん」

男性に「〇〇（名字）さん」、女性に「〇〇（名前）ちゃん」

⇒両方「〇〇（名字）さん」

「OL」「キャリアウーマン」「サラリーマン」

⇒（特別な場合を除き）すべて「会社員」

*いずれも男女を区別する必要はありません。

■ 「女医」「女性弁護士」「女流作家」「女子学生」「女子社員」

男性の場合は、「医師」「弁護士」と表現し、女性だけ性別を強調する必要があるのでしょうか。

「女性社員と男性社員の構成比率」のように、ぜひとも必要な場合以外は使い分ける必要はありません。

■ 「女らしい心配り」「女性特有の嫉妬心」

「男らしい豪快さ」「男性特有の大雑把さ」

男性でも、こまやかな心配りが出来る人もあれば、嫉妬深い人もあります。性格は、男女の性別によるものではなく、その評価も、性別によって左右されるものではありません。

3. 女性を「人の目を引く道具」にしていますか

ポスターやちらし等の中で人の目を引くために、若くて美しい女性を登場させていることがあります。時には、その女性が水着やレオタード姿で体の線を強調している場合もあります。アピールしたい内容とは無関係に、女性の若さや美しさを利用することは、女性を「人の目を引く道具（アイキャッチャー）」として扱っているわけです。『女性の性』を『売りもの』にとらえる“性の商品化”に加担するものです。

ここでは、ポスターなどに女性の姿を登場させる場合の注意点を採り上げます。

ポスター・ちらし

ポスターなどにアイキャッチャーとして登場する女性のほとんどが、若くて美しく、しかもニッコリほほえんでいます。女性は見られるだけのモノではなく、また、見た目の美しさや若さだけが女性の価値でもありません。このような表現は、現実の多様な女性の姿を否定し、偏った女性のイメージを固定化することとなります。また、『女性』を商品化する気風を容認することにもなります。ポスターやちらしを制作する場合、性別にこだわらず、アピールしたい内容にふさわしい人物等を登場させましょう。

式典・イベント

式典やイベントなどで、女性を華やかに人目を引く役割につけ、前面に出すことで「女性を重視している」と考えていませんか。このことが受け手側には『女性は華やかな雰囲気づくりを求められている』と映るだけではなく、さらに『社会の中心的存在は男性であり、女性がかかわるのは周辺部分』という固定観念を植え付ける恐れが多分にあります。

指針の基本的な考え方

ジェンダー意識の変革が人権擁護につながる

女性差別は、からだの構造によって異なる性別（セックス）から生じるよりも、ジェンダーによって生じる男女間の不合理的な源となっている場合の方がはるかに多く、このジェンダー意識が、男女の役割分担を固定化し、個人の生き方を制約することになります。内閣府の「人権擁護に関する世論調査」〔2007年（平成19年）〕でも30.6%の人が「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押し付けること」が「女性に関する人権上の問題点」だとしています。こうした『社会的・文化的な性差別』を払拭することが重要です。

国際女性（婦人）年以降、国連の取り組みと呼応して、我が国も「女子差別撤廃条約」(※3)を批准し、性別役割分担を克服することが義務づけられています。女性労働者の就労環境を守る「育児・介護休業法」の整備も具体化のひとつ。もちろん、ジェンダー意識の変革が重要であることは言うまでもありません。

性差別は、他の差別に比べると見過ごされがちですが、「どんなところにジェンダーが潜在しているか」また、「そのジェンダーをどのように払拭するか」ということを考えることが必要ではないでしょうか。そうすることが、男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりが新たな課題に取り組むことにつながるのです。

(※3) **女性差別撤廃条約**（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）の国連総会で条約が採択され、日本は'80年（昭和55年）に署名、'85年（昭和60年）に批准し、同年、日本においても発効した。日本政府は批准に先立ち、国内法制度の整備として国籍法、男女雇用機会均等法、家庭科の男女共修化への取り組みなどを行った。「女性に対する差別」の定義には、「個人・団体・修業による差別」や「社会習慣・慣習による差別」の撤廃も目指しており、区別・排除・制限も含まれている。

固定観念の植え付け

個々の表現はささいなものであっても、それらが大量に、繰り返し流されると、ひとつの方向性をもったメッセージとなり、結果的に性差別を助長し、拡げることにつながります。

刊行物を発行するときは、性差別表現が無いのか、ジェンダーや性別役割分担意識を織り込んでいないかなど、注意しましょう。特にイラストなど、視覚に訴えるものの中の性差別的表現は見落としがちです。固定観念にとらわれない表現を増やすなど、性差別を積極的に解消するスタンスに立って表現することが大切です。

●書類などの記入例

住 所	姫路市安田四丁目	→	住 所	姫路市安田四丁目
世帯主名	姫路 太郎		世帯主名	〇〇 〇〇

※世帯主名欄に男性の名前を使うことがありますが、女性が世帯主のケースもあります。できるだけ表現を工夫しましょう。

住 所	姫路市安田四丁目	→	住 所	姫路市安田四丁目
保護者名	姫路 太郎		保護者名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

※PTAなどに関する書類では「保護者名欄は、父母（場合によっては祖父母等）いずれでもよい。」「複数名の連記もよい」などケースに応じて説明するような対応をしましょう。

各種申請書等の記載事項が、隠れたメッセージとして「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭）」や「男は主、女は従」の助長につながらないように、適切な表現をしましょう。

子どもへの影響

パンフレットやポスター・冊子などは、子どもの目にも触れますし、中には、子ども向けのものも少なくありません。子どもは、学校で男女平等教育を受けていますが、周りの大人たちや社会全体からも大きな影響を受けます。無意識になされた表現でも、それが繰り返されると、その中に組み込まれたメッセージは、子どもにとって「当たり前」になり、『女らしさ、男らしさ』や性別役割分担の固定観念を疑わなくなります。固定観念にとらわれない表現を子どもに向けて発信することが重要です。「子どもが変わって、親を変える」「親が変わって、子どもを変える」…相乗効果が期待できます。

鋭い人権感覚で、総合的判断を

「何が性差別的な表現か」は、作り手の『人権意識と感性』に負うところが大きいのです。同じ表現でも「どう受け取るか」といった受け手側の意識や感性もあります。しかし、ジェンダーや性別役割分担意識、また、『性の商品化』につながりかねない表現をするべきではありません。その表現が適切かどうかは、表現を行う際の条件などを総合的に、かつ慎重に判断する必要があります。

一人ひとりが鋭い『人権感覚』を持ち、人権について常に意識しながら表現方法を工夫しましょう。

番外編

皆さんの職場にこんな光景はありませんか

男女雇用機会均等法が施行されて以降、趣旨の定着と、改正による内容の充実の結果、職場における男女平等・機会の均等は、徐々にではあっても現実のものになりつつあります。

さまざまな職場で、女性の職域拡大が図られ、従来は男性に限られていた職種に、女性が就くようになってきました。職務内容についての固定観念は払拭されつつあります。女性でも男性でも、個々それぞれに得意な分野もあれば不得意な分野もあります。性別にこだわらず、個人の能力を伸ばせる職場環境を整えましょう。

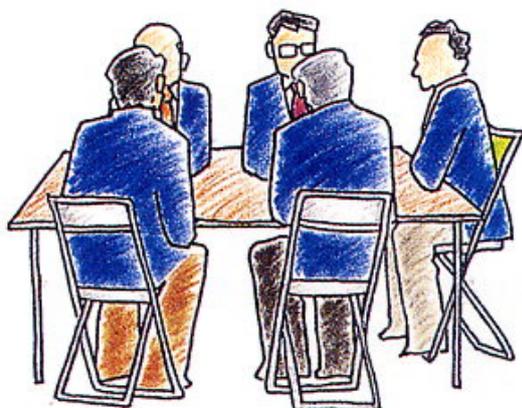
あなたの職場では、こんな光景を見かけませんか。



職場で女性がお茶汲み



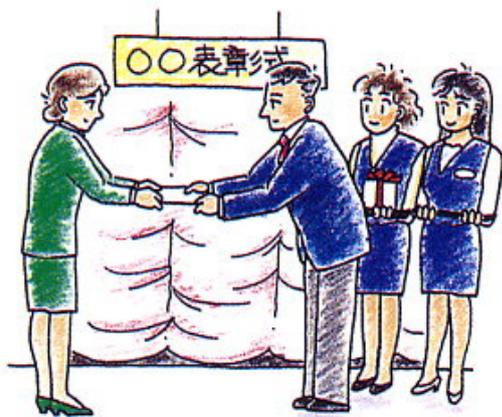
男性もお茶汲み



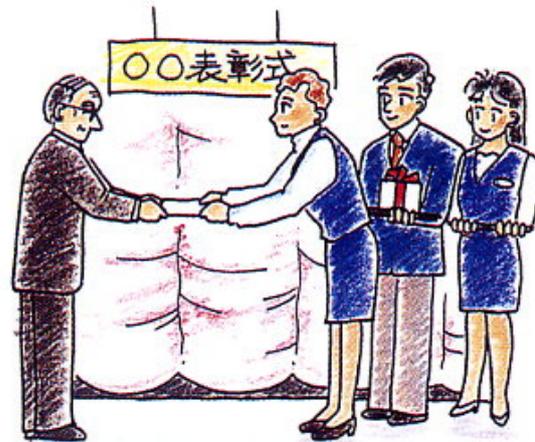
男性のみで会議



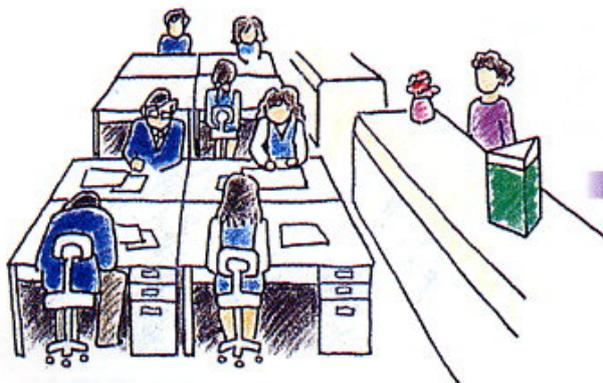
男女一緒に会議



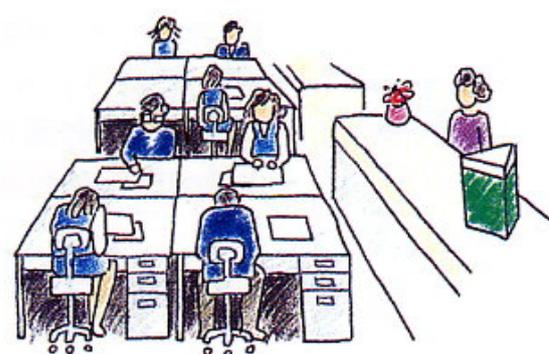
行事や式典などで
女性が補佐役



男女で行っている



接客カウンターに近い所に女性の席、
奥に男性の席を配置



性別で席の配置を決めない

職場でこんな言い方をしていませんか

「うちの女の子が書類を
持っていきますので…」



「うちの職員（社員）が書類を
持っていきますので…」

「女の子に
コピーをしてもらうので…」



「〇〇さんに
コピーをもらうので…」

資料編

第4回世界女性会議行動綱領【平成7年(1995年)9月15日採択】(総理府仮訳) 抜粋

第4章 戦略目標及び行動

J 女性とメディア

236. 電子、活字、視聴覚などのメディア通信において継続的に写し出されてきた消極的で屈辱的な女性像は、改められなければならない。ほとんどの国の活字及び電子メディアは、変わりゆく世界における女性の多様な生活と社会への寄与についてバランスよく描写していない。しかも、暴力的で屈辱的又はポルノグラフィじみたメディア作品もまた、女性及びその社会参加にマイナスの影響を及ぼしている。女性の伝統的な役割を強化する番組編成も、同様に制限的になりかねない。世界的な消費主義の傾向によって、広告及び広告放送の宣伝文句がしばしば女性を主として消費者として描き、あらゆる年齢の少女及び女性を不適切に標的とする風潮が生まれてきた。

戦略目標J.1. (略)

戦略目標J.2. **メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること【取るべき行動】**

243. 表現の自由に矛盾しない範囲で、政府及び国際機関により：

(a) 女性及び少女、並びに彼らの多様な役割に対するバランスのとれた描写の促進を目的とした、情報、教育及び通信戦略の調査研究と実施を促進すること。

(b) (略)

(c) メディアにおける固定観念にとらわれない、バランスのとれた多様な女性像の創造と活用を奨励するために、メディアの所有主及び経営者を含むメディア専門家のための、ジェンダーに対する感受性を養う訓練を奨励すること。

(d) メディアに対し、女性を、創造的な人間、中枢的な行為者、開発の過程への寄与者及びその受益者である存在としてでなく、劣った存在として表現すること、また性的対象及び商品として搾取することをやめるよう奨励すること。

(e) メディアで見せつけられる女性差別主義的な紋切り型は男女差別であり、本質において品位をおとしめるものであって不快である、という考え方を促進すること。

(f) メディアにおけるポルノグラフィ及び女性や子どもへの暴力の描写に対し、適切な立法を含め、効果的な施策を講じ、又はそのような施策を開始すること。

男女共同参画基本計画(第2次)【平成17年(2005年)12月27日閣議決定】 抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

9 メディアにおける男女共同参画の推進

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

・企画、制作、編集など、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。

・メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することを期待する。

・メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。

・性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

・インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対して、取締りを強化する。

・情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。

ウ メディア・リテラシーの向上

・青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。

・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を国の職員に広く周知するとともに、必要に応じて改定についての検討を行う。また、地方公共団体、民間のメディア等に広く周知する。

兵庫県男女共同参画社会づくり条例 【平成14年(2002年)4月施行】 抜粋

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

姫路市男女共同参画プラン 【平成13年(2001年)3月策定・平成19年(2007年)3月改訂】 抜粋

基本目標2 男女平等をめざす教育・学習の充実

基本課題4 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本施策3 ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成

ジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、発信する能力の向上を図る取り組みを行います。

女性に関する人権上の問題点

(複数回答)

	男性	女性	計
職場における差別待遇	40.1%	43.0%	41.7%
家庭内における夫から妻に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)	32.5%	33.9%	33.2%
職場におけるセクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)	33.3%	32.9%	33.1%
男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」などを他の人に押しつけること)	27.4%	33.5%	30.6%
売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)	24.8%	29.2%	27.2%
アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌	16.8%	20.8%	19.0%
女性のヌード写真等を掲載した雑誌、新聞	14.9%	19.9%	17.6%
女性の働く風俗営業	14.2%	20.0%	17.3%
内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズ等を使用した広告	11.4%	16.8%	14.3%
「令夫人」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	9.7%	12.8%	11.3%
その他	—	0.7%	0.4%
特になし	16.0%	10.9%	13.3%
わからない	4.5%	4.6%	4.5%
該当者数	1766人	825人	941人
計(M. T.)	245.7%	279.1%	263.5%

「人権擁護に関する世論調査」内閣府 2007年6月

発行 平成20年(2008年)3月
 姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課
 電話(079)287-0803 FAX(079)287-0805